

# 社会福祉法人澁川市社会福祉協議会 身体拘束等の適正化のための指針

(令和4年4月1日制定)

澁川市社協ヘルパーステーション、澁川市小野上デイサービスセンター及び子持デイサービスセンター（以下「介護事業所」という。）において、本指針に基づき身体拘束その他利用者行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）の適正化に向けて取り組むこととします。

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は、利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。

介護事業所は、利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心安全が確保されるように基本的な仕組みを作り運営し、身体的及び精神的に影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

## 2 身体拘束適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関する事項

検討委員会を年1回以上開催するものとし、身体拘束等事案の報告及びやむを得ず身体拘束等を行う場合の妥当性の検証等を行うものとしします。

① 検討委員会の委員は、次の者をもって組織します。

- ア 在宅支援課長（委員長）
- イ 管理者又は管理職（虐待防止責任者）
- ウ 在宅支援課担当者（庶務）
- エ サービス提供責任者
- オ 生活相談員
- カ 看護師
- キ その他、委員長が必要と認める者

② 虐待防止委員会と一体的に開催できるものとしします。

## 3 身体拘束等の適正化に向けた職員研修に関する基本方針

介護事業所において、検討委員会の委員を中心として、身体拘束等の適正化に向けて、年1回以上の研修及び新規採用時の研修を実施するものとしします。

## 4 介護事業所で発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

身体拘束等が発生した場合には、そのすべてを検討委員会に報告するものとしします。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たした上で、利用者又はその家族の同意を得て実施することとします。

また、身体拘束を行った場合は、記録することとします。

6 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者又はその家族等が閲覧できるよう事業所内に備え置くとともに、法人のホームページに掲載します。

**附 則**

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この指針は、決裁の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

**附 則**

この指針は、令和5年4月1日から施行する。